

介護保険料の見直しについて

介護保険料は、3年に1度、介護サービスの利用見込み等を勘案して見直しを行っています。

令和3年度から5年度までの高千穂町の標準月額額は4,800円となっており、県内の自治体のなかでも2番目に低い額となっています。

40~64歳までの間は、国保や社会保険等の医療保険料とまとめて計算され納めるようになっており、65歳以降は介護保険料を単独で納めることになっています。

みなさんに納めていただく介護保険料は、全てが介護保険の財源に充てられるため、今後介護サービス量が増えると財源が足りなくなり、介護保険料が増額になる可能性があります。介護予防に努めることが、自分の健康のためにも、また保険料の増額抑制にもつながりますので、常日頃より体を動かす習慣をつけましょう。

また、介護のサービスが必要になった時、1年以上を経過する未納がある場合にはサービスの給付制限を設けることとなります。制限がかけられますと、一時的に本来の自己負担額の10倍を支払っていただくこととなります。現在介護認定を受けられていない方であっても、突然の病気やケガ等によりいつ介護が必要になるか分かりませんし、給付制限がかけられますと、自分だけではなく家族等にも経済的負担がかかることとなります。

介護保険料の納入にご協力いただくとともに、納入に関してのご相談等があれば、介護保険係までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

介護保険料段階別年額

基準額（年額）57,600円

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護被保護者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.30	17,280円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円超 120万円以下	基準額×0.50 28,800円
第3段階		120万円超	基準額×0.70 40,320円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下	基準額×0.90 51,840円
第5段階		80万円超	基準額×1.00 57,600円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満	基準額×1.20 69,120円
第7段階		120万円以上210万円未満	基準額×1.30 74,880円
第8段階		210万円以上320万円未満	基準額×1.50 86,400円
第9段階		320万円以上	基準額×1.70 97,920円



国民年金保険料免除等の制度について

保険料を未納のままにしておくと、年金を受け取ることができない場合があります。収入の減少や失業などの経済的な理由により保険料を納めることができない場合は本人の申請により保険料を免除や猶予する制度があります。

制度のメリット

- 保険料を免除された期間は、老後年金を受け取る際に2分の1(税金分)受け取れます。
- 保険料免除等を受けた期間中に、けがや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

免除申請はお早めに

直近2年以内に保険料の未納期間がある人で、まだ免除申請が済んでない場合は、早めの申請をお願いします。

申請について

- 申請期間 7月1日から
- 対象期間 令和5年7月~令和6年6月
- 申請に必要なもの



- ①基礎年金番号がわかるもの(年金手帳など)
- ②失業者は雇用保険受給資格者証または離職票のコピー

申請は毎年必要ですが、全額免除または納付猶予に該当する人は、申請書に継続承認を記入することで翌年度以降の申請が不要となります。

**お便り
ありがとうございます**

お寄せいただいたお問い合わせの一部をご紹介します。紙面の都合上、要約させていただく場合がありますのでご了承ください。

近年、農作物の鳥獣被害が多い。捕獲しても処理(食用)しきれないほど多いみたいなので、町で焼却施設を造ってほしい。(じびえ・40代 男性)

農林振興課より
貴重なご意見ありがとうございます。
猪や鹿などを食用として処理するためには、殺処分後、速やかに血抜きや内臓処理、冷却処理などを行う必要があります。
町内では、罠による捕獲が主であり、発見時には時間が経ち、死んでいるケースが少なくありません。その場合は、食用にできないため埋却処理をお願いしています。
専用の焼却施設があれば、埋却の手間やより多くの個体を処理することが可能となりますが、周辺環境に影響のない場所の選定や設置、その後の維持管理費等の課題があります。
今後、処理コストを抑えた施設の設置等について、関係者の意見を伺いながら検討していきたいと思っております。

点線に沿ってお切りください(郵便はがき専用)

郵便はがき

8 8 2 1 1 9 0

料金受取人払郵便

延岡局承認

766

差出有効期限
令和6年12月
31日まで

高千穂町役場
企画観光課 行

ご住所 □□□□□□□□

電話番号 () -

おなまえ

ペンネーム

※記入がない場合はイニシャルで表記させていただきます